

農業者のみなさん！

離農・規模縮小の際も 農業委員会へ お早めにご相談を！

離農・規模縮小により使わなくなる農地、
次の農業者に引き継ぐために
農業委員会がサポートいたします。



農地が引き継がれないと...

農地が遊休化・荒廃化し、

- ・ 借り手が見つかりにくくなる
- ・ 鳥獣害等が発生
- ・ 地域の景観が損なわれる
- ・ 雑草の繁茂による苦情が発生
- ・ 不法投棄を誘引する

など...

地域計画を含めた地域の将来のため、
農地を次の世代へ引き継いでいきましょう！

ご相談・お問い合わせ先

高崎市農業委員会

027-321-1299

高崎市高松町35番地1 高崎市役所14階

受付時間：平日8:30～17:15